

増加する日本企業への就職を目指す語学留学生

これまで日本語教育機関は、日本の高等教育機関へ進学を目指す留学生を初め、様々な外国人人材に日本語教育を行ってきました。近年、日本企業の外国人人材採用意欲の高まりを背景にして、母国で高等教育を既に修了し、日本で就職を目指す留学生の応募者が増加しています。日本語教育機関では、在籍する外国人学習者に対して語学教育のみならず外国人学習者が日本社会に適応できるようきめ細かな指導を行い、進学先、就職先等に送り出しております。

人口減少、労働人口減少が加速する我が国において、積極的な外国人人材の受け入れが検討されていますが、増加すると思われる中長期に日本に滞在する外国人人材の受け入れに際して、受け入れ後の社会における摩擦を少しでも軽減するために日本語教育機関を積極的に活用すべきであると考えます。

日本語教育機関に入学する留学生の学習目的

- 日本で進学するため
- 日本で就職するため
- 日本で結婚予定のため
- 日本で留学体験するため（大学を休学して来日する学生等）
- 帰国して日系企業に就職するため
- 日本語能力のブラッシュ・アップのため等
- （この他、留学生以外の日本人の配偶者、家族滞在、就労者も多数存在する。）

日本語教育機関が日本語教授以外に行う活動

学生の日本社会へのソフトランディングを支援することを目的とし、様々なサポートを行なっている。

日本生活を開始できるよう支援

宿舎手配、市区町村役場での(住所登録、マイナンバー申請、国民健康保険)手続き、銀行口座開設等のサポート

日本での生活指導・相談

生活マナー指導、生活に関連する法令知識、入管法等の法令知識の伝授
居住マナー指導（騒音、ごみの捨て方等）、自転車の止め方、乗り方等

社会参加

ホームステイを通じた日本人との交流
国際交流イベントへのボランティア参加、日本人との交流授業
四季を通じて日本に在留する学生が、課外活動や、日本の観光地を SNS にて発信。

進路（進学・就職）指導、相談

一般社団法人日本語学校ネットワーク

目的

本会は、我が国において日本語を外国語として学習する者の学習環境の整備を目的とする。これによりわが国が、学習者の留学先国として魅力ある国となることを目指し、ひいては日本語およびわが国の国際的地位向上に寄与する。

事業

- 1) 本会会員相互間の情報交換および勉強会等の実施
- 2) 学習者の代弁者として各界へ意見、提言の発信
- 3) 会員が前条の目的を達成するために行う共同事業の企画および実施または実施援助
- 4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

会員

法務大臣が官報に公示して認定した日本語教育機関 59機関
(平成29年6月28日現在)

設立

- 1997年 5月任意団体として設立
2014年11月一般社団法人として登記

所在地

東京都新宿区下宮比町 2-16-214
TEL: 03-3235-0079
FAX: 03-3235-0327
eメール: alao@sannet.ne.jp
Web: <http://www.nihongonetwork.com/>

一社) 日本語学校ネットワークは、発足以来約20年に亘り、日本語学校留学生の学習環境の向上を目的として、日本語学校留学生の存在とその正しい姿を社会に伝えるためにイベント開催、意見発信、関係者、関係団体への陳情を行ってまいりました。また日本語学校経営者、教職員に対して情報交換の場を提供するために多数の勉強会、懇談会を実施しています。

< 主な活動 (抜粋) >

1997年

- 5月 東京地区日本語学校ネットワーク発足(以後ネットワークと略す) 就学生の学習環境整備の一環として学割適用の活動を決定
7月 ネットワーク部会にて学割適用の研究開始

1998年

- 6月 第一回語学留学生の祭典「日本語学校語学留学生スポーツと文化の祭典」が
4000人の参加者を集め開催される(その後の語学留学生の祭典は2011年第13回まで毎年4000~6000名の参加者を集め継続して行われたが、現在休止中)

12月 「語学留学生に通学定期券の適用を実現させる会」を発足。

2001年

8月 ネットワーク内に李秀賢顕彰奨学会準備会が設立の発足する（その後、この活動は特定非営利活動法人エルエスエイチアジア奨学会の発足に繋がり、同会は毎年50名の日本語学校生に奨学金を支給している。）

8月 教科書実行委員会が発足し、良質で安価な新教科書出版を(株)凡人社へ依頼
(その後、2002年4月(株)凡人社より「語学留学生のための日本語Ⅰ、Ⅱ」が発行される。)

2002年

4月 ネットワーク2001年度総会開催され、「日本語学校ネットワーク」に名称変更

11月 大幅値上げのあった留学生保険の対応策として日本語学校学生共済会の設立に向けた説明会実施（その後、同共済会は設立され現在は日本語学校協同組合となり留学生保険事業が行われている。）

2003年

11月 (仮称)「就学生支援委員会」招集
討議の結果、都内の学校に広く呼びかけ「緊急シンポジウム～健全な日本語学校生の受入れを考える～」の開催を決定すると同時に実行委員会の組織を決定

12月 「緊急シンポジウム実行委員会」が主催して「緊急シンポジウム～健全な日本語学校生の受入れを考える～」が開催。64教育機関、約1200人が参加した。

2007年

1月 新大久保駅でのホームから転落した人を救おうとし帰らぬ人となった韓国人就学生故李秀賢さんを描いた映画「あなたを忘れない」の試写会（天皇皇后両陛下の御臨席）への会場整理業務等に協力

10月 第九回語学留学生の祭典より財)入管教会が相談室を開設。(以後毎年継続)

2009年

10月 第11回語学留学生の祭典より「入管協会賞」が提供される。(以後毎年継続)

2011年

3月 本ネットワーク幹事を中心にネットワーク会員以外の学校を含めた「東北地方太平洋沖地震に対応する緊急会議」を開催。

「7月学期生の申請締め切り延長と4月学期入学生の在留資格認定書の有効期間の延長の請願書」を東京入管留学審査部門に提出。

4月 本ネットワーク幹事と全国各種学校日本語学校協議会の幹部が震災対策会議を行い、それぞれの執行部のメンバー一部が加わり「震災復興支援日本語学校協議会」を時限的（本年12月まで）に発足させる。

5月 「震災復興支援日本語学校協議会」の堀道夫代表世話人が日本記者クラブで同協議会の発足の発表と東日本大震災と福島第一原発事故を受けて帰国した外国人留学生を呼び戻す必要性を訴えるために記者会見（日本記者クラブ）を実施。

5月 「震災復興支援日本語学校協議会」が被災地復興支援日本語学校生ボランティアを募集し、石巻市に派遣。東京地区の日本語学校から147名、仙台地区から26名が参加。

8月 公開セミナー「東電への賠償請求に向けて」（主催：(株)移民情報機構、震災復興本語学校協議会）を後援

9月 「震災復興日本語学校協議会」内に「原子力損害賠償請求委員会」が発足。

10月 「震災復興支援日本語学校協議会」が第二回被災地復興支援日本語学校生ボランティア隊を石巻市に派遣。9校42名が参加した。

12月 「原子力損害賠償請求委員会が東京電力」と協議し、合意した損害賠償請求の第一次ガイドラインについて損害賠償請求の範囲と方法についての説明会を開催。

12月 「震災復興日本語学校協議会」が解散、同時に独立委員会としての「日本語学校原子力損害賠償請求委員会」が発足

2012年

- 10月 「日本語学校原子力損害賠償請求委員会」が東京電力と協議し、第二次損害賠償請求の範囲と方法について合意。
- 12月 設立当初の使命を果たし、「日本語学校原子力損害賠償請求委員会」解散。

2013年

- 4月 日本と中国関連の時事ニュースを報道するニュースサイト Recold China 社の依頼を受けて留学生からの作文を募集
- 9月 株式会社を母体とする日本語教育機関の留学生が支払う学費等（以後学費等と記載）に掛かる消費税の免税を目指して、日本語学校ネットワークが日本語学校生（留学生）の学費等に係る消費税の軽減を目指す運動を開始
- 9月 公明党税制調査会会長、斉藤鉄夫衆議院議員に活動の説明と協力を要請する。
- 10月 自民党税調委員、衛藤士郎衆議院委員に学費等が軽減税率適用を受けられるよう陳情する。
- 10月 運動の輪を広げるために、日本語学校ネットワーク会員校以外の学校にも広く呼び掛けられるように「日本語学校生（留学生）の学費等に係る消費税の軽減を目指す会」を発足させる。
- 10月 「日本語学校生（留学生）の学費等に係る消費税の軽減を目指す会」の活動に賛同する日本語学校への呼び掛けを開始する。
- 11月 自民党税調委員、宮路和明衆議院議員に学費等が軽減税率適用を受けられるよう陳情する。宮路議員の計らいにより経済産業省総括審議官等に同席して頂き、陳情内容を聞いていただき、協力を求める。

2014年

- 2月 「日本語学校生（留学生）の学費等に係る消費税の軽減を目指す会」の活動に賛同する日本語教育機関が112校となる。
- 3月 経済産業省サービス産業室長を訪問し、日本語教育機関の現状を説明するとともに学費等が軽減税率適用の実現に向けた協力を陳情する
- 11月 一般社団法人日本語学校ネットワークとして登記完了

2015年

- 4月 任意団体日本語学校ネットワーク会員に対して、一般社団法人日本語学校ネットワーク社員への申し込みを募集
- 7月 勉強会に於いて経産省経済産業政策局 産業人材政策室長である小林浩史氏を招き「産業界の人材不足と外国人材の活用について経済産業省の対策」について伺う。
- 9月 ホームページを開設 (<http://www.nihongonetwork.com/>)

2016年

- 4月 勉強会 日本語の学習期間の最長を概ね2年とする現行制度について 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令案等について
- 4月 中川 正春 元文部科学大臣を訪ね、日本語学校および日本語学校留学生の現状について説明
- 6月 勉強会に於いて公益社団法人入管協会佐藤 修専務理事をお招きし、「新しい出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令案」等について伺う。

活動記録の詳細は
一般社団法人日本語学校ネットワーク
<https://www.nihongonetwork.com/>
「活動記録」をご覧ください。